

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について (3) 結果

⑥ 大規模改修工事について

| 監査の結果（指摘事項の概要） | 講じた措置 |
|--|---|
| <p>イ. 大規模改修工事に伴う建物台帳の整理について【公園管理課】（報告書 P105）</p> <p>改修工事の対象となった建物付属設備は公園管理課において地方自治法等に基づく財産管理がなされなければならない財産であり、公有財産台帳の建物台帳に管理されているものである。しかし、公園管理課は建物台帳の所定の処理を行っていなかった。公有財産規則第37条4項によれば「一部の改築の場合は、この物件の台帳価格から取払部分の台帳価格又は評定価格を控除し、これに改築費を加算した価格」を台帳価格とする旨の規定がある。財産管理の第一次的な責任者である公園管理課において、このような大規模な改修工事の許可に基づく自らの財産の取壊しを建物台帳に反映せず、その必要性も認識しないことには少なからざる問題がある。</p> <p>【結果】</p> <p>第1次的な財産管理者である公園管理課は財産管理に係る関連法令等を再確認し、正しい財産管理に努められたい。</p> | <p>改修工事の対象となった建物付属設備については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第18条に基づく公益目的事業財産に該当し、スポーツ振興財団による稲毛ヨットハーバー事業の実施期間中は寄附することができないことから、事業の終了時に市に対する寄附採納手続を行い、固定資産台帳に記載することとした。</p> |

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日より公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。